

○内閣府、総務省、法務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省、  
令第 号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する  
法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を  
次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

法務大臣 小泉 龍司

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、厚生労働省、法務省、  
経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省、令第一号）の一

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(名称)</p> <p>第六十条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第 二百七十二条の八第四項において読み替えて適用する法第七条第二 項に規定する認可特定保険業者であることを示す文字として主務省 令で定めるものは、認可特定保険とする。</p>	<p>(名称)</p> <p>第六十条 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第 二百七十二条の八第三項において読み替えて適用する法第七条第二 項に規定する認可特定保険業者であることを示す文字として主務省 令で定めるものは、認可特定保険とする。</p>

## 附 則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。